

信用取引口座設定約諾書等の差入方法の電子化について

平成19年12月18日
株式会社東京証券取引所

趣旨

投資者が信用取引口座を開設する際には、金融商品取引業者との間の信用取引に関する権利・義務について当取引所が様式を定める「信用取引口座設定約諾書」(以下「約諾書」といいます。)を署名又は記名押印のうえ、金融商品取引業者に差し入れることとしています。

この約諾書の内容について改正が行われた場合には、改正内容が軽微であるときを除き、信用取引口座を有するすべての顧客は、その都度、改正後の約諾書又は当該改正内容について同意する旨記載した書面を、署名又は記名押印のうえ金融商品取引業者に差し入れるものとする運用がとられています。

ところで、昨今のインターネット取引の普及に伴い、法令の定めによって金融商品取引業者が顧客から取得する同意(顧客の証券を担保に供することについての同意等)については、既に電磁的方法によって取得することが可能となっております。また、金融商品取引法等の施行によって、電磁的方法を含めた金融商品取引業者の顧客に対する説明義務の拡充等、投資者保護のための法制度が強化されてきております。

こうした状況を踏まえ、信用取引に係る投資者の利便性の更なる向上を図るため、約諾書を書面により差し入れる現行の方法に加えて、電磁的方法により行うことを可能とすることとします。

これに併せて、「発行日決済取引の委託についての約諾書」及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」についても、同様の趣旨から電磁的方法により差し入れることを可能とすることとします。

概要

項目	内容	備考
1.信用取引口座設定約諾書の電磁的方法による差入れ	・信用取引口座設定約諾書について、電磁的方法による顧客から取引参加者への差入れを可能とするものとします。	・電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引業等に関する内閣府令第60条に定める方法と同様の方法をいいます。
2.その他	・「発行日決済取引の委託についての約諾書」及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」についても同様に、電磁的方法による差入れを可能とするものとします。	

実施時期

平成20年3月を目途に実施します。

以上